

令和2年 第9回

京田辺市教育委員会定例会

令和2年9月16日

令和2年第9回教育委員会定例会会議録

1 日時・場所

令和2年9月16日(水)午後2時
京田辺市役所305会議室

2 出席委員

教育長	山岡 弘高
委員(教育長職務代理者)	西村 和巳
委員	藤原 孝章
委員	上村 真代
委員	伊東 明子

3 出席職員 職・氏名

教育部長	藤本 伸一
教育指導監	中井 達
教育部副部長	鈴木 一之
教育総務室担当課長	北尾 卓也
こども・学校サポート室総括指導主事	草野 謙太郎
学校教育課長	藤井 勝久
社会教育課長	佐路 清隆
輝くこども未来室担当課長	西尾 康宏
輝くこども未来室担当係長	田原 暁
事務局 教育総務室総務係長	出島 ケイ

(兼務職記載省略)

4 日程

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 協議 教育長職務代理者の指名について
- 5 日程第3 協議 「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定方針について
- 6 日程第4 報告第11号 学校施設長寿命化計画(案)について
- 7 日程第5 議案第55号 令和2年度京田辺市教育委員会表彰について
- 8 日程第6 議案第56号 京田辺市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の制定について
- 9 日程第7 協議 財産取得について
- 10 閉会宣告

1 開会宣告

教育長 令和2年第9回京田辺市教育委員会定例会を開会します。出席数は5名で、定足数を満たしています。

2 議事日程報告

教育長 本日の議事日程は、さきにお配りしているとおりです。

3 日程第1 教育行政報告

教育長 日程第1、教育行政報告を議題とします。

教育部長 前定例会後の教育行政報告をします。

8月20日 京都府・各市町（組合）教育長懇談会

24日 各幼稚園、小・中学校始業式

27日 第2回教育委員会臨時会

文教福祉常任委員協議会

9月 1日 市議会本会議開会

4日、7日、8日 市議会一般質問

7日 中学校給食基本計画（案）パブリックコメント開始

10日 文教福祉常任委員会

大住中学校生徒会日本赤十字社京田辺支部訪問

議会の審議状況報告は、中学校給食基本計画（案）に関する文教福祉常任委員会が1ページから7ページまで、8ページ以降が市議会本会議での一般質問になります。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

西村委員 河本議員に対する回答で、小学校における専科教員、スクール・サポート・スタッフの配置を積極的に進めるとありますが、専科教員の配置は進んでいますか。

教育指導監 薪小学校に1名、英語の専科教員が配置されており、その後は増えていませんが、今後、働き方改革において専科教員、あるいは教科担任制を導入していく必要があることから、京都府にお願いしています。

教育長 ほかによろしいですか。

（「なし」と言う者あり）

教育長 質疑なしと認めます。日程第1、教育行政報告を終わります。

教育長 日程第2、協議から日程第5、議案第55号について、京田辺市教育委員会会議規則第17条第1項第3号に規定する「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること」及び第4号に規定する「会議を公開することにより関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること」に該当すると思われるので、会議を公開しないこととしてよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしとのことですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第

7項の規定により、会議を非公開といたします。

(出入口施錠)

4 日程第2 協議 教育長職務代理者の指名について

教育長 日程第2、協議、教育長職務代理者の指名についてを議題とします。

現在、教育長職務代理者を西村和巳委員にお願いしているところですが、西村委員が令和2年9月30日に任期満了となります。10月1日からの教育長職務代理者を指名したいと考えますが、この9月議会において、10月1日から西村委員の再任が決まりましたので、引き続き西村委員を指名したいと思います。西村委員、いかがでしょうか。

西村委員 お受けさせていただきたいと思いますが、教育長職務代理者の職務は、何らかの事情で教育長が欠けた場合や、職務遂行が困難な場合に教育委員会を代表するとともに、教育部所管事務に責任を持つ立場になります。非常勤である私が教育部所管事務を指揮、監督するのは極めて困難であると思います。大切な教育行政を一日たりとも停滞させないために、職務代理者の職務のうち、具体的な事務執行の部分につきましては、教育部長に一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長 西村委員からご提案がありました事務執行の委任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる規定がございますので、必要が生じた場合に教育部長に委任することとしたいと考えます。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

西村委員 事務の委任の件をよろしく願いいたします。受けさせていただきます。

教育長 それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に定める教育長職務代理者として西村委員を選任させていただきます。選任の日は10月1日からとします。また、西村委員の申出により、具体的な事務の執行部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項に基づき、必要が生じた場合にその職務を教育部長に委任することとします。

それでは、次に本日予定の日程第3、協議に関し、市長部局、輝くこども未来室の職員を説明員として本会に出席させたいと考えます。その出席について、京田辺市教育委員会会議規則第19条、会議の運営について必要な事項は会議に諮って定めることとなっております。お諮りします。説明員の出席についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしとのことですので、説明員出席について、これを認めます。

5 日程第3 協議 「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定方針について

教育長 日程第3、協議、「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定方針についてを議題とします。事務局から説明願います。

学校教育課長 本件は、策定方針がまとまりましたので、教育委員会に協議をするものです。詳細は、市長部局、輝くこども未来室の方から説明します。

輝くこども未来室担当係長 参考資料ですが、今回の計画策定の背景となる京田辺市の就学前教育・保育を取り巻く現状と課題を記載しています。

まず、(1)は就学前児童数の推移及び推計です。就学前児童数は、平成29年には4,025人でしたが、令和2年には3,866人に減少しています。減少は今後も続き、令和7年の就学前児童数は3,846人と見込まれています。特に3歳から5歳児は、令和3年以降ほぼ右肩下がり減少し、令和2年度2,111人から令和7年度には2,040人と、71人の減少となります。なお、令和3年以降の児童数の推計については、第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の数値をベースとしています。令和2年度時点で実績値が推計値を約200人、率にして5%程度下回っているため、実際の児童数はさらに下振れする可能性があります。

(2)就学前施設の設置状況ですが、京田辺市には市立幼稚園8園、市立保育所4園と1分園、私立の幼稚園、保育園、認定こども園が各2園設置されています。また、令和3年4月には、三山木中央地区に幼保連携型認定こども園が開園予定です。

(3)①教育(幼稚園)ニーズですが、令和3年では、児童数2,195人のうち、ニーズ量が1,312人、施設定員が1,439人で、127人の余裕が生じます。幼稚園ニーズは、児童数の減少に伴い、令和3年から令和7年までの5年間に約100人減少する見込みです。施設定員は、令和5年の大住幼稚園のこども園化で、幼稚園枠を減らし保育所枠にすることにより75人減少するものの、計画期間を通じてニーズ量を上回ります。令和2年5月現在で247人が市外の施設を利用していますので、実際にはさらに施設定員の余剰が見込まれます。

②保育ニーズの今後の見通しも児童数の減少に伴い、令和3年度から令和7年度までの5年間で約60人減少する見込みです。施設定員は、令和5年に大住幼稚園のこども園化により保育所枠が45人増加することもあり、計画期間を通じてニーズ量を90人から200人程度上回ります。3歳から5歳児は、市外の認定こども園等も現状受皿となっているため、実際には160人から260人程度の施設定員の余剰が見込まれます。

1・2歳の保育ニーズは、おおむね横ばいの見込みです。施設定員は、令和5年の大住幼稚園のこども園化により28人増加するものの、令和5年までは施設定員の不足が続きます。なお、その不足については、これまでどおり定員の超過受入れで対応しますので、年度当初に待機児童が発生することはないと考えており、第2期子ども・子育て支援事業計画で令和6年に計画している民間小規模保育事業所1園の整備により定員ベースでも不足が解消される予定です。

0歳児の保育ニーズもおおむね横ばいの見込みです。令和5年の大住幼稚園のこども園化により、施設定員の不足は解消されますが、余裕は若干数にとどまります。

2、市立幼稚園の現状と課題についてです。(1)おおむね小学校区毎に配置されている市立幼稚園の園児数は、全園で預かり保育を拡大した平成27年度以降、回復傾向が続いていましたが、幼児教育・保育の無償化が実施された令和元年から急激に減少しています。

令和2年5月1日現在の市立幼稚園の園児数は614人で、直近のピークである平成29年に比べると145人、19.1%の減少です。令和元年度、私立のこども園こもれびが開園した影響は別にしても、共働き世帯の増加による保育ニーズへのシフトや、保育料の無償化によ

る料金面での優位性が失われたことが、園児数減少の要因と考えられます。

幼稚園ニーズ自体は今後も減少していくことから、施設余剰となっている市立幼稚園の統合整理は不可避であろうと考えているところです。

3・4歳児の園児数が10人を切っている田辺東幼稚園の充足率が33.8%と一番低く、市立幼稚園全体としては約6割の充足率です。

(2) 市立幼稚園の園舎の半数以上が築後40年以上経過しています。耐震基準を満たしていない園舎が4園7棟で、そのうち大住幼稚園、田辺幼稚園及び田辺東幼稚園の3園4棟は法定耐用年数も超過しています。これらの園舎は長寿命化改修等の施設整備を実施しなければなりません。幼稚園ニーズの減少が懸念される中、過剰な施設整備の抑制にも努めなければならないので、現在子ども園化を進めている大住幼稚園を除く、田辺幼稚園及び田辺東幼稚園については、施設整備以外の対策を講じていく必要があると考えています。

(3) 市立幼稚園の運営経費について、平成30年度決算で歳出額は約5億1,000万円です。その財源は、保育料が8.5%、87%が市税などの一般財源です。

園児1人当たりの一般財源の投入額は、年間で約58万円、昨年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、運営経費のほとんどが一般財源で賄われることになるため、今後給食の実施を始めとする市立幼稚園のサービスの向上を図るためには、園運営の効率化によって財源を捻出していくことが必要となります。

なお、京田辺市の幼児が利用している私立幼稚園と認定子ども園に対する園児1人当たりの一般財源投入額は9万円、市立幼稚園の6分の1程度になっています。

3(1) 市立保育所の園児数の推移ですが、保育士不足により140人の待機児童が発生した平成29年を除くと、平成30年まで右肩上がりが増加しています。令和元年には認定子ども園こもれびが開園したことなどにより一旦減少していますが、令和2年の市立保育所の園児数は665人で、10年前の平成23年に比べると211人、46.5%もの大幅な増となっています。

この間、三山木保育所で定員の増員、河原保育所で田辺東幼稚園の園舎を活用した分園の整備、定員を超える園児の受入れも行って対応をしてきたところです。結果として、三山木、河原の両保育所は園児数が250人を超える大規模園となり、保育環境が過密化しています。

(2) 市立保育所の施設は、草内保育所及び河原保育所分園、南山保育所の3園3棟が耐震基準を満たしていない上、法定耐用年数も超過しています。これらの園舎については、長寿命化改修等の施設整備を実施しなければなりません。児童数の減少に伴う保育ニーズの減少が懸念される中、過剰な施設整備の抑制にも努めなければならないので、こちらも施設整備以外の対策を講じていく必要があると考えています。

(3) 市立保育所の年間の運営経費は、平成30年度決算で約11億4,000万円、79.7%を市税などの一般財源で賄っております。園児1人当たりの一般財源の投入額は約128万円にも上り、特に近年では、人件費が急激に増加しています。

市立保育所の職員給与費の決算額は、平成25年度の2億8,000万円から平成30年度には6億5,000万円と、5年間に2倍以上となっています。これは、平成26年の河原保育所分園の開園、その後の拡大、定員を超えて園児を受け入れるための任期付任用職員の採用

など、市立保育所の肥大化が要因となっており、市立保育所の規模の適正化を図り、財政負担を軽減していく必要があります。

私立保育園、私立認定こども園に係る、園児1人当たりの一般財源投入額は約33万円、市立保育所の園児の4分の1です。

2、計画策定の趣旨について、本市では、多様化する教育・保育ニーズや小学校への円滑な接続などの課題に対応し、京田辺で育つ子どもたちがきらきらと輝くまちをつくっていくため、平成29年9月にこどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針を策定し、これまで、民間の認定こども園の整備や市立幼稚園保育室へのエアコン設置、幼保の窓口を一元化する市組織機構の再編などに取り組んできたところです。

基本方針では、北部、中部、南部の生活圏ごとに市立の認定こども園を配置した上で、小学校区を基本に市立幼稚園・保育所の再編、集約を進めることとされており、これを具体化するため、このたび、「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」を策定するものです。

3、この再編整備計画は基本方針の実行計画として位置づけ、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。また、本市の最上位計画である第4次京田辺市総合計画の方向性を踏まえるとともに、第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画と、京田辺市学校施設長寿命化計画との整合を図るものとします。

4、市立幼稚園や保育所の再編整備は、単に経済的な効率を求めて行うものではなく、京田辺市の「めざすこども像」の実現に向けて望ましい就学前教育・保育を提供することを第一としなければなりません。そのため、基本方針を踏まえつつ、次の2点の考え方を基本として、再編整備に取り組むものとします。

(1) 安全・安心な保育環境の確保です。令和7年度までに建築後50年を超え、かつ耐震性能が不足している園舎については、施設整備に限らず、それぞれの実情に応じた対策を講じます。

(2) 一定の集団規模の確保です。幼稚園や保育所は、社会性やコミュニケーション力を身につける集団教育の場ですので、園児数の減少により一定の集団規模の確保が困難となった園は、原則統合再編を行うこととします。一定の集団規模の確保が困難となった園の定員は、今後慎重に検討していかねばなりません。輝くこども未来室としては、連続する複数の年齢児で学級当たりの園児数が10人未満の園を、統合再編の対象とすると考えています。

5、市立幼稚園や市立保育所は、子どもたちの日々の生活の場であり、周りには保護者、地域の方々がおられます。そのため、再編に当たっては議会、市民へ丁寧に説明を行う必要があります。通常の計画であれば、計画案を教育委員会等で諮り、パブリックコメントを実施、計画の決定となりますが、今回の再編整備計画は、本日の教育委員会定例会、経営会議の後、市民みらいミーティングを開催し、市立幼稚園・保育所の保護者と意見交換を行った上で決定された基本方針を文教福祉常任委員協議会、京田辺市子ども・子育て会議で報告した上で、2月のパブリックコメントに臨むという流れを想定しており、パブリックコメントの実施に当たっては、市内で地域説明会を開催し、理解を深めていただくとともに、直接意見を聴取したいと考えています。その後、教育委員会等で最終的な決定を行い来年4月に計画策定を予定しておりますが、議論の行方によってはさらに説明が必要ということもあり得ると考えています。

教育長 ただいま事務局から説明がありました、ご意見等ありませんか。

藤原委員 子どもの数、施設の耐用年数、財源から環境整備の必要性がよく分かりました。

こども園にすると、全て私立になるのか市立になるのか、教えていただきたい。

輝くこども未来室担当係長 市立幼稚園・保育所を再編するこども園は市立で考えています。

藤原委員 私立の保育所・幼稚園にどの程度関与されているのか、バランスみたいなものは分かりますか。

輝くこども未来室担当係長 私立保育園と認定こども園について、公費負担は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1です。私立幼稚園については、基本的なスキームは一緒ですが、都道府県ないし国からの私学助成が別にあるという形です。

藤原委員 教育内容等に関しては教育委員会の職掌になると思いますが、幼小接続カリキュラムというのは、外部に対してアピール度が結構高いので、この再編に生かすという意味の文言を書いてもらうと、単に箱物を整備するだけではなく、従来からの継続であるということを表に出せ、教育委員会の部分もカバーできるのではないかと思います。要望です。

西村委員 要は今、幼稚園よりも保育所の方が、保護者の方にとってニーズが高いということ、全体として子どもが減っていることがあります、将来的に、幼稚園の園児数が減っていくところを整理してこども園にという論議が中心のように耳に入ってきますが、幼児教育の中身をどう考えていくかというのも大事な視点であると思います。就学前教育をより充実していくような内容が明記されることが求められるのではないかと思います。

輝くこども未来室担当係長 再編整備計画は単に数合わせをするものではありません。京田辺市が培ってきた就学前教育の伝統をしっかり継承し、今後の幼小接続を図っていくことは非常に大事だと認識していますので、計画の策定に当たっては、そのような視点も盛り込みたいと考えています。

教育長 今後、将来的な人口の推移も十分踏まえながら計画をつくられると解釈してよろしいですか。

輝くこども未来室担当課長 今提案しているのは策定方針で、先ほど申し上げた基準に基づいて各施設を見ていきます。計画は5年間をワンクールとし、第2期はその後になりますが、まずは第1期の部分をきちんと作り、その後ニーズの動き、施設の老朽化度合い等を含め、どう対応していくのか、各施設のこと、第1期計画のときに入れられるものは入れていきたいと考えています。

教育長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 なしと認めます。日程第3、協議、「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定方針についての件を終わります。

6 日程第4 報告第11号 学校施設長寿命化計画(案)について

教育長 日程第4、報告第11号、学校施設長寿命化計画(案)についてを議題とします。

学校教育課長 本件は、京田辺市の学校施設の長寿命化計画を策定するに当たり、パブリックコメント等を行うために、その案が策定できたので報告するものです。

これまで学校施設については、都度都度の修繕を行う中で、40年を周期として建て直すという方式でしたが、20年ごとに手を加え、80年間は躯体の寿命を延ばすといういわゆる長寿命化の改修を行うという方針に国が転換されてきました。この長寿命化改修を行うため、計画を策定するものです。この計画がなければ、国からの交付金等が受けられず、策定状況等も公表されますので、全国的に各市町村において策定が進められているところです。昨年の7月から庁内の検討委員会を設置し、合計5回の検討を進め、今回の案を策定しました。

第1章の計画の背景と目的ですが、先に京田辺市公共施設等総合管理計画というものが策定されており、その具体的な実施計画に当たるものが、この学校施設長寿命化計画と位置づけています。学校の施設整備に関しては、中長期的な方針を示し、整備コストの縮減、財政コストの平準化を図ることが目的とされています。計画期間は、令和3年度から42年度までの40年間、対象施設は現在ある市内小・中学校、幼稚園、合わせて20校園です。

第2章、学校施設を取り巻く環境は、学校施設の延床面積の約8割が30年以上たっており、多くは改修が必要な時期を迎えています。幼稚園は、耐震化できていない園があり、京都府内では京田辺市だけという状態です。

第3章、学校の老朽化状態の把握です。各施設ごと、棟別に調査を実施しました。A、B、C、Dの4段階に分け、特にCランク、Dランクは、改修が急がれるため、そういうものから先に改修をしていくという計画を立てています。

第4章、学校施設の目指すべき姿ですが、大きく4つ示しています。1つ目は、安全・安心・快適な学校施設、2つ目は、多様な教育ニーズへ対応した施設環境、3つ目は、地域に開かれた学校施設、4つ目は長期間にわたって持続可能な施設です。

第5章、学校施設整備の基本的な方針です。1つ目は、施設の保有量の適正化で、子どもが減っていくことから、余剰な施設は省くことも含め検討する。2つ目は、施設の適正保全による質の向上、3つ目は、施設の管理運営の効率化です。

また、配置計画の方針については、三山木小学校以外の小・中学校については、生徒数が微減の状況であることから、当面は現状の施設配置を維持することとしています。また目標年数及び改修周期については、学校施設は原則として従来型の40年の改築ではなく長寿命化を実施し、20年ごとに改修を加えながら80年までもたせるという基本方針に転換していくことになっています。

第6章、長寿命化改修実施計画ですが、年当たり2棟程度の改修を目指す計画です。

まず、令和3年度から4年度にかけ、幼稚園1園、大住のこども園を考えています。耐震補強については、令和4年度に三山木幼稚園1園1棟です。令和5年度から7年度にかけては、東幼稚園の耐震化を予定しています。こちらは京田辺市幼稚園・保育所再編整備計画にもあるように、認定こども園化の計画によって変更する可能性があります。令和4年度に薪幼稚園が長寿命化を予定しています。令和6年度、7年度には田辺小学校、薪小学校において大規模改修を行います。これが5年間の実施計画となります。

次に長寿命化によるコストの比較と検証ですが、建築後40年で改築をしていくと、40

年間で約542億円という莫大な費用がかかるところ、長寿命化にすると、40年間で450億円に抑えられ、92億円の縮減が図られます。ただ、維持費、更新コストの削減は必要であるということと、大規模開発による地域的な児童・生徒の偏在への対応が必要です。また、小学校のプールや、小学校の給食室についても老朽化が進んでいますので、この長寿命化計画の中で改めて考える必要があります。

このような計画を策定し、本日教育委員会で説明の後、文教福祉常任委員協議会で報告をし、パブリックコメントに付して、3月中にはこの計画を完了したいと考えています。経営会議には昨日説明をしたところです。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

西村委員 今までになくこういう計画を基に建物の改修を考えるということはすばらしいことだと思います。40年の間に世の中も変わるとは思いますが、この計画をしっかりと引き継ぎ、やり切ってもらうことをお願いしたいと思います。

少子化の中で、この市は出生増というよそにない特徴があり、既存の建物を使っていかなければならない以上、それが子どもたちにとってよりよい環境になるように、設計上工夫していただけたらと思います。

藤原委員 これは京田辺市だけではなく、全国的に文部科学省が予算をつけるということでしょうか。

学校教育課長 公共施設等総合管理計画というものが既に各市町村にあり、学校施設、社会教育施設、それぞれの計画を立てておかないとその交付税が当たらず、そのリミットが令和2年度であるので、今年度に整備するということです。

藤原委員 交付税がもし下りるとして、予算の割合はいかがですか。市も負担しないといけないと思いますが。

学校教育課長 新築で2分の1、改修で3分の1という基準はありますが、実際にはそれよりも落ちるかと考えています。ただ、5年ごとに見直すということです。市として毎年交付申請等をしていく中では、たくさん取れるように考えていきます。

藤原委員 半分は超えないということですね。5年という数字が出てきましたが、40年間の長いスパンの中で、5年ごとの予算措置なのか、毎年予算が下りてくるのですか。

学校教育課長 市の事業としても、交付税としても年単位で、5年間というのはあくまで計画の見直し期間です。

藤原委員 採択されると5年間は交付税が下りるという想定でいいのでしょうか。

学校教育課長 5年間の計画でも年ごとの採択となりますので、途中で切れないようにしたいとは思いますが、単位は年です。

教育長 ほかに質疑等ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。日程第4、報告第11号、学校施設長寿命化計画(案)についての件を終わります。

7 日程第5 議案第55号 令和2年度京田辺市教育委員会表彰について

教育長 日程第5、議案第55号、令和2年度京田辺市教育委員会表彰についてを議題とします。

教育総務室担当課長 本件は、多年にわたり、本市の教育、文化、スポーツの振興発展に貢献した者について表彰するとともに、功労のあった者に感謝状を贈呈するものです。

教育文化功労者表彰については4名の方を表彰したいと考えます。

柳田正廣様は、多年にわたり特定非営利活動法人京田辺市社会体育協会会長及び副会長として本市のスポーツ振興に貢献されました。

木下静子様は、多年にわたり京田辺市スポーツ推進委員長及び副委員長として本市のスポーツ振興に貢献されました。

石丸寿美子様は、多年にわたり学校医として学校保健の向上に貢献されておられます。

石田光輔様は、多年にわたり学校歯科医として学校保健の向上に貢献されておられます。

感謝状の贈呈ですが、村上泰昭様は、京田辺市郷土史会会長として、多年にわたり市の文化財保護に貢献していただきました。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第55号、令和2年度京田辺市教育委員会表彰について、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

非公開の案件が終わりましたので、会議を非公開とすることを終わります。

(出入口解錠)

8 日程第6 議案第56号 京田辺市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の制定について

教育長 日程第6、議案第56号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の制定についてを議題とします。

教育総務室担当課長 本件は、令和2年4月から施行されました会計年度任用職員に関する任用の手續について、今まで個別の通知等で実施していたものを規則にまとめるものです。具体的な内容としては、任用の手續、新たに職を設置する手續、選考方法、勤務形態、任期の更新、人事評価などです。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

確認ですが、既に今年度から会計年度任用職員はおられるということは、前年度採用するときいろいろなことについて通知等していたものを、一まとめにしたので、新たに何か付け加えたということではないということですか。

教育総務室担当課長 基本的には、今までの通知等をまとめたものです。

教育長 ほか、質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。日程第6、議案第56号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

9 日程第7 協議 財産取得について

教育長 日程第7、協議、財産取得についてを議題とします。

学校教育課長 本件は、京田辺市のGIGAスクール構想の実現に向け、6月議会で補正予算を組み、1人1台タブレット端末を購入するに当たり、金額が一定を超え、議会の承認を得るため、協議として教育委員会にかけるものです。

配置場所は、小・中学校12校と事務局に1台です。タブレット端末が6,700台、教育委員会の管理用端末が1台です。関連ソフト等も含まれています。

落札の相手先は富士電機ITソリューション株式会社京都支店です。一般競争入札での入札を実施しました。取得の金額は5億1,685万4,800円となっています。

内訳は、iPadが6,700台、キーボード一体型ケース、管理用のツール、液晶の保護フィルム、学習支援ソフトのロイロノート、有害サイト等のフィルタリング、故障や損壊等のための4年間の保証、インストール等の作業費用、配送、納入作業等を含めた金額です。

現在このGIGAスクール構想に向けたいろいろな事務を進めているところで、各学校にWi-Fi環境を設置する工事、また京田辺市ICT教育推進ワーキング部会を設け、タブレット端末を実際にどのように使うのかということについて、現在3回の会議を進めています。メンバーの構成は校長会、教頭会、教務主任会、ICT等情報教育にたけた先生、生徒指導主事、事務局を含めて11名で構成しています。11名の9名は先生方です。

3月から5月までの休業のような事態になったとき、タブレット端末をいかに活用できるのかということも検討していただきます。また、不登校の対応というところで、なかなか学校へ来られない、家庭訪問しても会えないという子に端末で、様子が見られたり、文字で会話ができたりというようなことも検討します。活用のルール、貸出しのルール等は今後も決めていかなければならず、このワーキング部会は導入後も続くもと考えています。

6月にアンケートを取り、ほぼ9割近くの家庭でWi-Fi環境がある状況ですが、実際に授業をするときには、保護者の方が仕事に持っていかれたり、兄弟が使っていて使えないという状況も生じた場合、タブレットとWi-Fiルーターの貸し出しが必要になるため、9月補正予算で、補助金を活用しながら、約880台のルーターの購入、また、その通信費も予算として上げているところです。

補正予算の話で、コロナウイルス感染症対策等で国から補助金が、1校当たりと生徒数に応じて、京田辺市では、1,950万円の補助金が下ります。補助率が2分の1ですので、3,900万円分を各小学校、中学校に配分し、感染症対策、また学習保障等に係る備品等を購入いただくよう補正予算を計上しました。

教育長 それでは、ご意見等はありませんか。

西村委員 タブレット端末は取得であってリースではないのですね。ではタブレットの使用期間が過ぎれば、また国の補助金が出るのでしょうか。使用期限は教育委員会ではどれくらいと考えておられますか。

学校教育課長 端末の保証期間が4年間で、4年間は壊れても直していただけます。ソフトは5年というものもあるので、大体5年がサイクルと考えていますが、5年後にこの補助金があるとは限りません。補助金があるので、今回は購入ということにしましたが、次の更新時期に当たっては、使えるものは使うという方向にはありますが、リースという方法も考える必要があると思っています。

西村委員 今までの視聴覚機材というのは日進月歩で、毎年のように変わり、何年かたてば倉庫に眠っているということも多かったように記憶しておりますので、公費を出して買うわけなので、継続性いうところもしっかりと考えておかなければならないと思いました。タブレット端末を学校に置くということですが、管理運用規定というものはもう考えていただいているのか、その辺りはどうでしょうか。

学校教育課長 今、案としてつくっています。既にやっておられるところもあるので、参考にしています。端末の保管は、各クラスにケースがあり、それに入れると充電ができ、鍵が閉まるイメージです。

藤原委員 この競争入札に、何社応募があつて、また金額が分かれば教えていただきたい。

学校教育課長 手を挙げていただいたのは3社です。1社は事前に辞退されました。理由は納入が不可能となったからです。もう1社は予算の5億5,000万を超えるような金額でした。

藤原委員 富士電機ITソリューションさんからロイロノートを提案されたのか、こちらからロイロノートを指示したのかどちらでしょうか。

学校教育課長 当初はプロポーザルということも考えましたが、いち早く入札を終えたいというところもあり、また京都府として基本的な仕様を出されていたので、それにある程度プラスアルファした仕様です。京都府内で移動されても大丈夫です。ロイロノートは京都府の仕様に入っていました。

藤原委員 OSが5年くらいすると変わるので、5年ぐらいが限度かなと思いますが、もしインストールできるのであれば、10年ぐらいは使えるかと思います。ロイロノートは同志社の附属小学校でも使っており、使いやすいと思っています。

学校教育課長 ICTワーキング部会でも、ロイロノートの会社の方から遠隔で説明を受け、実際にタブレットで使用しました。学校の先生方から面白いという感想を頂きましたので、子どもたち、先生方にも広がりはいいかと考えています。

教育長 ほかに質疑等、よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。日程第7、協議、財産取得についての件を終わります。

本日予定しておりました議事日程は以上です。そのほか報告事項等ありませんか。

こども・学校サポート室総括指導主事 市教委の計画訪問の出欠確認で、調査シートを作っ

たので、ご提出いただければと思います。全ての日が最大11時までと考えています。

社会教育課長 令和3年度の京田辺市成人式・成人のつどいの開催について説明します。

令和3年1月10日(日)、中央体育館で行います。

新型コロナウイルス感染症の対策として、事前の出欠回答等、成人式用のLINEアカウントを初めて導入し進めています。保護者の入場を禁止させていただき、田辺中央体育館の会場を2階の観覧席まで使いながら、約1,000人入れるところを600人に制限をします。また、入口に顔認証の体温計を設置し、式典の時間も今まで2時間ぐらいかかっていたものを1時間以内に短縮して行いたいと考えています。来賓も、例年約40名でしたが、新成人席を確保するため、非常に絞った形で考えています。

教育長 成人のつどいについて、質問等あれば。

上村委員 広報でこの実行委員の募集をされていましたが、それも感染症対策は考えておられますか。

社会教育課長 その後のつどいは、いつもは吉本の漫才師をお呼びしたり、抽選会で、1時間ぐらいかかっていますが、今年は30分ぐらいに短縮した中で、どのような形で行えるか検討しているところです。実行委員はまだ5人ぐらいしか集まっておらず、今後お声かけをしながら進めていきたいと考えています。

藤原委員 2022年4月から18歳成人が執行されますが、成人式のつどいに関しても、前例にとらわれない新しい成人式の在り方があっていいかと思うので、今後の議題にできればと思います。

社会教育課長 令和4年度から民法の改正により成人が18歳に規定されるということから、令和4年度の成人式について既に検討は始めています。その中では、全ての権利が得られるのが20歳であること、また18歳時には大学受験、就職と非常に多忙であることなどの理由から、成人式という名称ではなく、二十歳のつどいというような名称で、二十歳の1月の時期に行いたいと考えているところです。

教育長 年齢的には従来と変わらないが、内容については、藤原委員が言われたように、形を変えることもあるということですね。

社会教育課長 内容については検討をしたいと思います。

教育長 ほかに、事務局の方から連絡等ありますか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 令和2年第9回京田辺市教育委員会定例会を閉会します。